

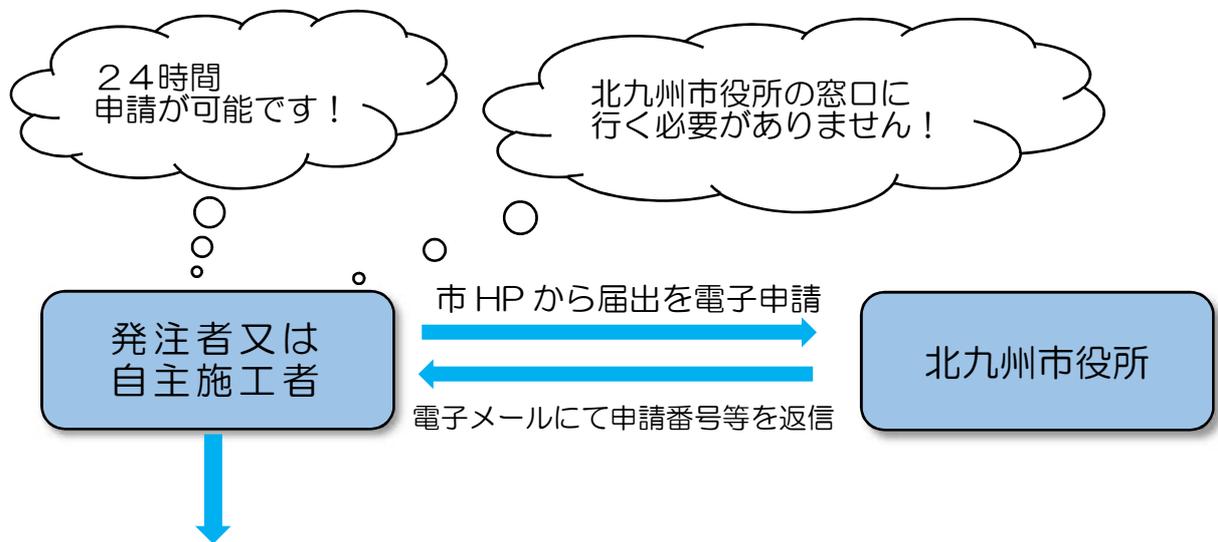
建設リサイクル法に基づく届出は 電子申請で行えます

対象工事

「解体工事」、「新築工事等」、

「改修工事等」、「土木工事等」

電子申請システムとは・・・



工事現場に
【申請日】
【申請番号】を表示

- ※ 電子申請では、副本等の返却は行いません。
- ※ 窓口での受付はこれまでどおり行います。
- ※ 電子申請は24時間可能です。審査の結果、内容に不備がある場合を除き申請日に受理したものと取り扱います。
- ※ 開庁時間外^(注)、年末年始等、次の開庁日まで日数がある場合、職員の審査が次の開庁日以降となりますので余裕を持って申請してください。
(審査の結果、内容に不備があった場合、申請は無効となり、新たに工事着手の7日前までに申請していただくこととなります。)

注 開庁時間 … 月曜から金曜日(祝日・休日・年末年始を除く)の8:30~17:15

お問い合わせ
都市戦略局指導部建築指導課
093-582-2531

電子申請について

■ 電子申請の対象工事

全ての工事（「解体工事」、「新築工事等」、「改修工事等」、「土木工事等」）

※ 発注者又は自主施工者のほか、委任状による代理者からの電子申請も可能です。

※ 窓口での受付は、これまでどおり行います。

■ 申請期限

工事着手の7日前まで

※ 工事着手とは、仮囲い、足場等の仮設工事を含みます。

※ 電子申請は24時間可能です。審査の結果、内容に不備がある場合を除き申請日に受理したものと取り扱います。

※ 開庁時間外^(注)、年末年始等、次の開庁日まで日数がある場合、職員の審査が次の開庁日以降となりますので余裕を持って申請してください。**（審査の結果、内容に不備があった場合、届出は無効となり、新たに工事着手の7日前までに申請していただくこととなります。）**

■ 申請に必要な書類

以下の書類を電子申請時に添付してください。

① 届出書（様式第一号）

※当課 HP で**最新の「届出書様式」**をダウンロードしてください。

② 分別解体等の計画表（別表第1～3）

③ 位置図（工事箇所を明示したもの）

④ 図面又は写真（写真はネットからダウンロードしたものではなく撮影したものを添付）

⑤ 工程表

⑥ 委任状（代理者が電子申請を行う場合、必要となります。）

※ 申請書類の原本は、大切に保管してください。

※ 添付できる容量は1ファイルあたり10MBまで、1申請あたり合計100MBまでです。

申請の流れ

(1) 「北九州市電子申請システム」へのアクセス

北九州市ホームページ ⇒ 検索窓でページ番号「000161357」と検索

⇒ 建設リサイクル法電子申請ページ（外部リンク）

※Graffer 利用登録後申請可能となります。

(2) 申請作業

Graffer サイトの指示に従い、必要事項の記入及び必要書類のアップロードを行った後、申請を行ってください。

(3) 申請後のながれ

担当職員による確認作業後、利用者登録時に設定されたメールアドレスへ、処理完了のお知らせメールが自動送信されます。

処理完了メール内に「申請番号（19桁）」及び「申請日付」が記載されていますので、必ず工事現場に表示してください。

※ 処理完了メールは大切に保管してください。

※ 処理完了メールを受信されるまでは手続きは完了していません。提出内容に不備等がある場合は再申請となる可能性があります。ご了承ください。